

北けい後援会規約

- 1(名 称) 本会は、北けい後援会と称する。
- 2(事務所) 本会の事務所は、佐渡市河原田本町314-3に置く。
- 3(目的) 本会は、北けい氏の政治活動を支援することにより、
佐渡市政の発展と佐渡市民生活の向上を図り、あわせて会員相互の
親睦を深めることを目的とする。
- 4(事業) 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 機関紙の発行および配布
 - (3) 関係方面への宣伝活動
 - (4) 関係諸団体との連携
 - (5) その他の目的達成に必要な事業
- 5(会員) 本会の目的に賛同し、入会申込書の提出、及び募集フォームより
必要事項を送信した者を会員とする。
- 6(役員) 本会は次の役員を置く。
会長、副会長、幹事、会計責任者、会計職務代行者等
- 7(経費) 本会の経費は、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 8(会費) 本会の経費は、寄付金により運営するものとし、会費は徴収しないものとする。
- 9(会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 10(その他) 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、平成28年1月14日より実施する。